

令和6(2024)年度第2回 栃木県地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和7(2025)年3月19日(水) 15:00~17:00

会場：栃木県庁 本館9階会議室3 (オンライン併用)

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和6(2024)年度収支予算の補正(案)
- (2) 栃木県地域公共交通計画に掲げる施策の進捗状況
- (3) 次年度以降の取組方針
- (4) 生活交通対策部会における協議結果の報告

3 その他

4 閉 会

《会議資料》

- ・ 栃木県地域公共交通活性化協議会規約
- ・ 令和6(2024)年度第2回 栃木県地域公共交通活性化協議会 出席者名簿
- ・ 令和6(2024)年度第2回 栃木県地域公共交通活性化協議会 座席表
- ・ 令和6(2024)年度収支予算の補正(案) 【資料1】
- ・ 栃木県地域公共交通計画に掲げる施策の進捗状況 【資料2】
- ・ 次年度以降の取組方針 【資料3】
- ・ 生活交通対策部会における協議結果の報告 【資料4】
- ・ 栃木県地域公共交通計画 別冊
- ・ 栃木県地域公共交通計画【概要版】 別冊

栃木県地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、栃木県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、法第6条第2項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に、地域公共交通計画の作成及び実施に関し助言等を求める必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。
- 6 アドバイザーは、地域公共交通計画の作成及び実施に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、知事が選任する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(監査)

第4条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(部会)

第5条 協議会は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会には、特別委員を置くことができる。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員（第2項の規定により特別委員を置く場合にあつては、委員及び特別委員。以下この条において同じ。）は、会長が指名する。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長は、当該部会を総理し、当該部会を代表する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する

委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議において準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」、第2項及び前項中「委員」とあるのは「委員（第5条第2項の規定により特別委員を置く場合にあっては、委員及び特別委員）」と読み替えるものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要があるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(経費)

第8条 協議会の運営に関する経費は、補助金、負担金その他収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第9条 協議会の収支予算は協議会の議決により定め、協議会の収支決算は監査委員の監査を経て協議会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、県土整備部交通政策課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、令和4（2022）年2月7日から施行する。

2 この規約の実施後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、令和7（2025）年3月31日までとする。

令和6（2024）年度第2回 栃木県地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

1 委員（定数18）

(※) …オンラインによる出席

No.	法	区分	所属		役職	氏名	備考
1	1号	地方公共団体	栃木県	県土整備部交通政策課	課長	石崎 浩	
2			栃木県市長会	宇都宮市総合政策部交通政策課	課長	田代 卓也	(代理) 課長補佐 鈴木 祐介
3			栃木県町村会	茂木町企画課	課長	小河 克紀	(代理) 課長補佐兼係長 大瀧 温子 (※)
4	2号	公共交通事業者等	東日本旅客鉄道(株)	大宮支社 経営戦略ユニット	ユニットリーダー	神保 成究	(※)
5			東武鉄道(株)	経営企画本部	課長	金子 悟	
6			(一社) 栃木県バス協会		専務理事	小矢島 応行	欠席
7			(一社) 栃木県タクシー協会		会長	君島 孝明	
8		道路管理者	国土交通省関東地方整備局	宇都宮国道事務所計画課	課長	鶴巻 尚	(※)
9			栃木県	県土整備部道路保全課	課長	河又 伸一	
10		3号	公安委員会	栃木県警察本部	交通部交通企画課	交通事故抑止対策官	鬼丸 純一
11	学識経験者		福島大学 経営経済学類/前橋工科大学 学術研究院		教授/特任教授	吉田 樹	会長
12			帝京大学 経済学部		准教授	五艘 みどり	
13	公共交通の利用者		公募委員		—	福田 珠花	欠席
14	その他必要と認める者		国土交通省関東運輸局	栃木運輸支局	首席運輸企画専門官	菅井 規	
15			栃木県教育委員会		委員	鈴木 純美子	(※)
16			(同) MoDip		代表	諸星 賢治	
17		(社福) 栃木県社会福祉協議会		事務局長	大倉 修夫	欠席	
18	(株) JTB	宇都宮支店	課長	橋 俊行	欠席		

2 アドバイザー（定数1）

No.	区分	所属		役職	氏名	備考
1	国	国土交通省 関東運輸局	交通政策部交通企画課	課長	市野 将英	(代理) 企画第一係長 坂本 裕介

3 栃木県

No.	区分	所属		役職	氏名	備考
1	県	県土整備部交通政策課		課長補佐(総括)	亀山 泰剛	事務局長
2		〃	公共交通担当	副主幹GL	川合 健司	〃
3		〃	〃	係長	菊池 弘幸	〃
4		〃	〃	主事	武井 篤宏	〃

令和6(2024)年度第2回 栃木県地域公共交通活性化協議会 座席表

日時：令和7(2025)年3月19日(水) 15:00～
 会場：栃木県庁本館9階会議室3 (web併用)

